

社会的責任と将来の国際規格

はじめに

2010年に入り新たな10年代が始まった今、グローバル・ビレッジ（地球村）とグローバル経済は現実のものとなり、あらゆる組織が、これまでの「利益本位」の業績基準を超えた活動が求められている現代環境の中で活動していることを、以前にも増して自覚しなければならなくなっている。

組織的行動に対するコミュニティの期待はますます増大しつつあり、要求が厳しくなっている。あらゆる組織は、自らの活動が与える広義の経済、自然環境、コミュニティに対して与える影響についてしっかり責任を引き受けていることをはっきり示すよう期待されている。

企業の社会的責任は、それに従って法人企業がさまざまなステークホルダーの利害に配慮するもので、ますます法人部門の組織規範として認められ採用されるようになってきている。

企業の社会的責任への取り組みは、国連のような国際機関を含むさまざまなステークホルダーによって高く評価され、社会的責任の配慮を含むコーポレート・ガバナンスとパフォーマンスにいよいよ関心が持たれるようになってきている。そこで、世界中の多くの先進的企業は、ステークホルダーに対する企業の社会的責任を配慮する措置を講じるようになってきている。

2010年の国際標準化機構（ISO）による国際規格の発行と公表により、今年末には、



Susan Forbes（スーザン・フォーブス）

（国際連合オーストラリア協会クイーンズランド州名誉副会長）

略歴

- 1979年 クイーンズランド大学院経済学部卒業
同大学院で学業優秀者表彰受賞
- 1980年 同大学院で教育学の学位取得
M. I. M. ホールディングス入社
- 1986年 クイーンズランド日本商工会議所管理委員会
創設メンバー就任
- 1989年 神戸・ブリスベーン姉妹都市ブリスベーン市長
職委員会メンバー就任
- 1990年 クイーンズランド州政府上級業務執行役就任
クイーンズランド日本商工会議所副会頭就任
- 1991年 クイーンズランド工科大学ビジネススクール
教授諮問委員会メンバー就任
- 1997年 グリフィス大学グリフィス・アジア太平洋協
会創立時役員就任
クイーンズランド・ビジネスウーマン表彰受
賞
- 2007年 国際連合経済社会局貧困と環境ネクサスプロ
ジェクト参画
- 2009年 アヴィジョン・グローバル事務所を設立

専門

- ・国際ビジネスにおける戦略立案
- ・コーポレート・ガバナンス
- ・組織文化の改革

社会的責任が組織的慣習の本流として勢いを増すものと思われる。

本論は、ISO26000 として指定されることが予想される社会的責任に関する将来の国際規格の意義を概説し、とりわけ、先見の明がある組織がこの規格の公表を自らの組織、ステークホルダーならびに社会全体のために価値を創造する好機ととらえて抵抗なく

受け入れるための対処方法を示すものである。そして、日本および明確なビジョンを持った日本の組織が、この国際規格を実施するにあたり指導的役割を担うことを主張するものである。

I 差し迫った変革

ISO は、ジュネーブに拠点を置き、150 カ国以上の政府を代表する各国の標準化機関から構成された国際規格設定機関で、2005 年に社会的責任に関する世界初の標準の制定に着手した。

ISO26000 として指定されることが予想される ISO の「社会的責任に関する手引き」は、2009 年に一層の勢いを増して、第 4 四半期には国際規格原案として策定され、回付された。

この文書は、ISO のさまざまな承認段階を経て推進するスケジュールによると、2010 年下期に発行されるものと思われる(2010 年 9 月 30 日発行目標)。

国際規格は、それが採用された時点で、組織の規模や国の発展段階にかかわらず最低限のベンチマークとなる。国際規格の公表が差し迫るにつれて、組織的な規範に著しい変化が生じ、もはや後戻りができないであろう。

II 将来の国際規格の重要性

この将来の国際規格は、この規格が組織的な追求対象である社会的責任に正当性を付与するという点で重要である。社会的責任に関する国際規格の策定に着手するという ISO の決定は、それ自体で正当性を与えるものである。

この国際規格が公表されれば、社会的責任とは何か、また誰が社会的責任を負うのか、組織はどのような問題に取り組むべきか、何がベスト・プラクティスの要素となるか、といったことについて国際的なコンセンサスも提供されるようになる。

社会的責任とは何か、また誰が責任を負うのかに関しては、これまで行われてきた規格の策定過程においては、社会的責任は、法人企業にだけでなく、私的企業、公共部門当局、学術研究機関、非政府組織などあらゆる組織に適用されることが示されている。言い換えれば、今後の課題は、企業の社会的責任(CSR)だけでなく、あらゆる組織に適用される社会的責任(SR)である。

組織が取り組むべき課題に関して、組織は、その活動が社会や環境に対して与える影響を考慮し、人権、組織の倫理、法の許す範囲

での活動、国際的に容認されていると考えられる基準に即した活動、ステークホルダーに対する責任を明確にした透明性の高い行動への配慮、等を受容するように期待されるであろう。図表1は、提案されている社会的責任に関する7原則と国際規格の範囲について図式的に表現したものである。

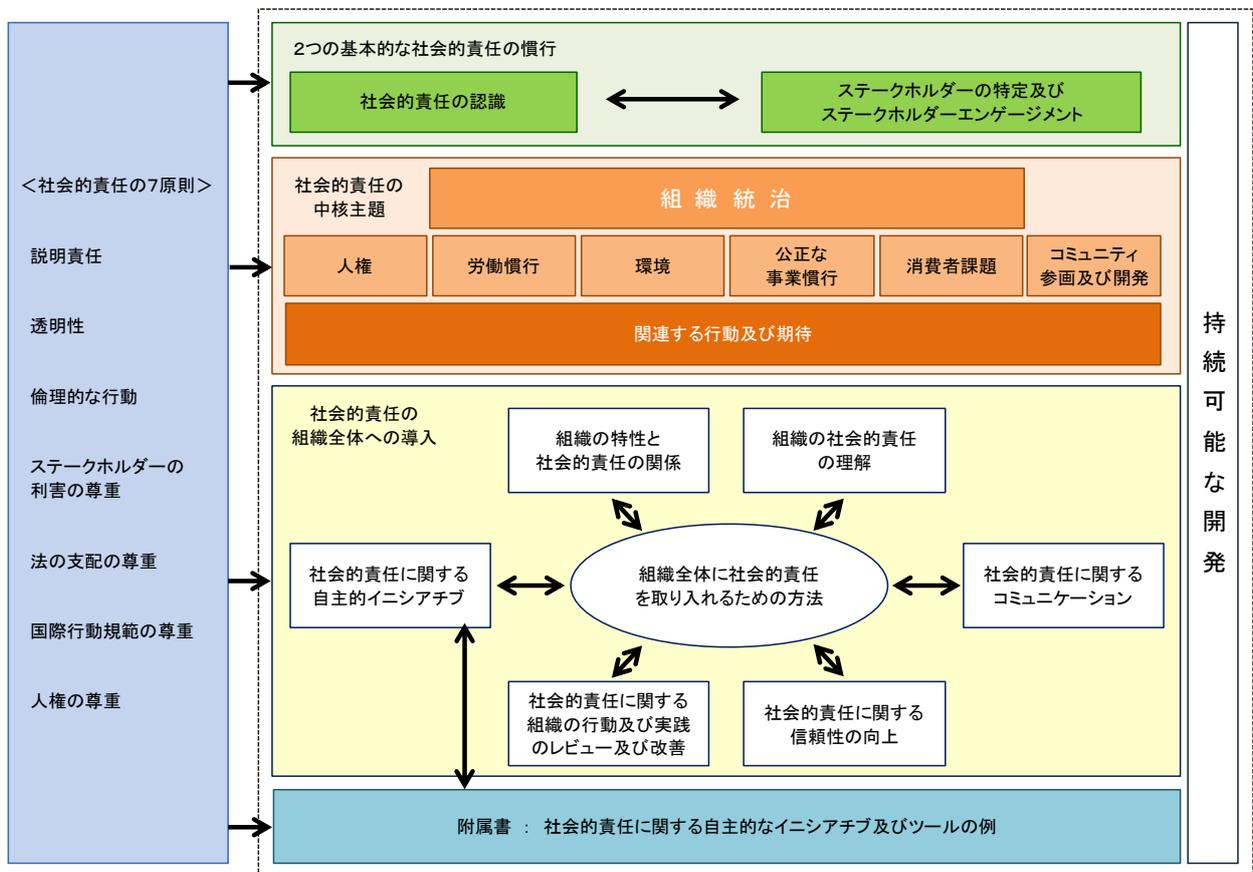
重要なことは、ステークホルダーが、オーナーや従業員の域を超えて、顧客、供給者、従業員、投資家、地域のコミュニティおよび社会全体といった、組織の活動と利害関係がある人々にまで広がることである。組織は、積極的にステークホルダーの参加を得て、意思決定過程でステークホルダーの利害を十

分に考慮することを期待されるようになる。

ベスト・プラクティスを構成する要素には、明瞭性も加えられるだろう。組織はその方針から計画、戦略および業務プロセスに至るまで、社会的責任を組織の文化に組み込むことが求められる。組織が口先だけで社会的責任に同意したり、コミュニティ団体に対して毎年寄付をするような形ばかりの活動も大事だが、それだけでは期待に添うことにはなりそうもない。組織に期待されているのは、全面的に責任を明らかにして透明性の高い方法で社会的責任に対する本格的な取り組みを示すことである。

さらに、組織は、重要業績評価指標（KPI）

図表1 ISO26000 概観



出所：ISO「社会的責任に関する手引」（財）日本規格協会が運営するISO/SR国内委員会のウェブサイトより引用

(注1)を監視し、ベンチマークに対する業績評価が改善されたことを定期的に評価することによって、社会的責任を強化するためのコミットメントを永続的に続けることが期待されるだろう。

Ⅲ 将来の国際規格の信頼性

社会的責任に関するガイドラインは、2010年1月に94カ国の標準化機関と42のリエゾン組織を代表したISO作業部会によって策定されたものであり、ひとたび承認され発行されると、信頼性を得ることになるだろう。作業部会は600人以上の個人が参加し、436人の専門家と195人のオブザーバーから構成され、6つのステークホルダーグループ（産業、政府、労働者、消費者、非政府組織、その他サービス・サポート・研究関係者）を代表している。なお、経済協力開発機構(OECD)、国連グローバル・コンパクト事務所(UNGCO)（注2）、グローバル・リポーティング・イニシアチブ(GRI)（注3）といった組織の代表者も関与している。

日本からは、日本工業標準調査会(JISC)および6人の専門家（実業界から2人、消費者団体、労働団体、非政府組織ならびにその他のステークホルダー（特に財政部門）から各1人）が関与している。ソニー株式会社はISO社会的責任信託基金のスポンサーであり、このプロセスにおける意識向上と能力開発のイベントを支援するための作業部会の会合に参加する専門家を後援している。

このガイドラインは、国連世界人権宣言を

(注1)重要な目標および戦略などの達成状況に相関性を持った数値で、この数値を把握・分析することにより目標達成のために必要な対応を検討する。

含む国連の宣言および国際労働機関(ILO)による規約などの諸規約に基づく基本原理に依拠しているため、一層の信頼性を得ることになるだろう。このガイドラインは、普遍的な基本原理を行動に変えるための手引きを提供する。

さらに、ガイドラインは、既存のISO規格および国際条約と調和し、国を超えた文化的・法的な相違を考慮して実施できるように策定されている。

ガイドラインは、明確に規定され、透明でかつ責任の所在を明らかにしたプロセスを経て策定されたため、信頼性がさらに強化された。歴史的背景については、図表2参照。

このような厳正な協議プロセスの最終段階に近づき、今年5月17～21日の日程でデンマークのコペンハーゲンで開催が予定されている第8回作業部会は、画期的なイベントになるだろう（図表3）。この会合では、2月14日までに受け取ったコメントを検討して「国際規格原案」(DIS)が修正され、「最終国際規格原案」(FDIS)となり、最終的な承認を得るために2カ月間ISOメンバーに回付される。最近のISOの予定では、FDISが投票で可決されれば2010年後半に国際規

格 (IS) として発行されることになる (2010年9月30日発行目標)。

ウェブサイト (www.iso.org/sr/) は国際規

格原案 (DIS26000) の内容とともにプロセスに関する詳細な情報を提供している。

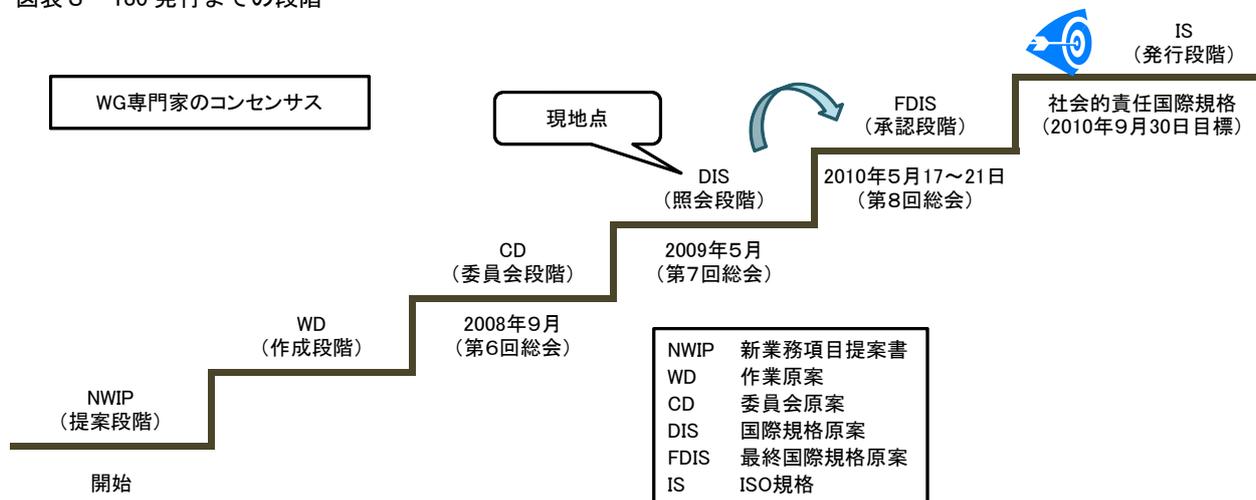
DIS26000 は閲覧可能である。

図表 2 将来の国際規格に関する歴史的背景

2001年	社会的責任を規定する国際規格に関する作業の必要性が確認された。
2004年	社会的責任に関する ISO 作業部会が設置された。
2005年	世界で最初の将来の国際規格を策定する権限が作業部会に付与された。
2006年～2008年	ISO の明確に定義された協議プロセスを通じて作業草案が策定され改良された。
2008年 (6月)	第4次作業草案 (WD.4) が回付された。
2008年 (9月)	世界各国から約 400 人の専門家とオブザーバーによって、WD.4 は「委員会草案」レベルに引き上げられるほどに十分に進捗したとの合意に達した。
2008年 (12月)	コメントと投票を求めるために ISO のナショナル・メンバー機関に委員会草案が3カ月の期間コメントと投票を求める目的で回付された
2009年 (5月)	回付文書は ISO の会員全員に承認を求めるために「国際規格原案」(DIS) として回付されるのが認められた。
2010年 (2月)	ISO メンバーによってそれぞれの国の関係者に文書が閲覧でき、投票とコメント求める5カ月の期間が経過した。

出所：筆者作成

図表 3 ISO 発行までの段階



出所：ISO「ISO 社会的責任国際規格に向けて」(財)日本規格協会が運営する ISO/SR 国内委員会のウェブサイトをもとに筆者が作成

(注2) 国連グローバル・コンパクトのイニシアチブを総括的に管理および促進する責任を持つ正式な国連の事業体である。

(注3) さまざまな組織がそれぞれの経済的、環境的、社会的なパフォーマンスについて測定、

報告できるように世界中で広く使用されているサステナビリティ報告の枠組みである GRI リポーティング・フレームワークを開発した組織である。

IV 将来の国際規格の意義

ISO26000 の本質的な意義は、要するに2010年に社会的責任に関する国際規格が発行された後、あらゆる組織が組織内での慣行に社会的責任を導入し、ステークホルダーのニーズと期待に応えるよう要請が高まることにある。しかもそれは、これまで以上に活発で、集中的で、包括的なものである。

このことは、将来の組織の活動や組織同士の相互交流のあり方に変革をもたらすだろう。とりわけ組織は、社会的責任に関する価値観と国際規格とが、サプライチェーン（組織に対して製品やサービスを供給する一連の活動）を通して一致するように努力するだろう。組織は、社会的責任を導入している自身のベンチマークと類似した他の組織と取り引きしようとし、「望ましいパートナー」としての地位を得ようとするだろう。これにより、世界中でますます期待が高まり、許容できる社会的責任に関する基準が引き上げられるだろう。

このようなグローバルな組織環境の変革は、企業、政府、学術、研究、コミュニティのそれぞれのレベルでの戦略的な政策立案者と意思決定者にとって多大な意義を持つようになる。

企業レベルにおいては、組織内での慣行を修正するための能力を強化しなければならないという喫緊のニーズが生じる。組織においては、社会的責任が何を意味するかを十分に理解して、ガイドラインに従って社会的責

任を導入し、これを含む組織のパフォーマンスに関して報告を行う必要が生じることになるだろう。特に中小企業のような組織は、関連する協会団体に加盟し、類似した社会的責任観を持って社会的責任を実践している他の組織をパートナーとして連携し、必要に応じて外部からの支援を得ることで恩恵を受けることになるだろう。

政府レベルにおいては、適切な法規制の枠組みを整備し、社会的責任の組織への導入を動機付ける環境を提供するという喫緊のニーズが生じることになる。この点に関し、政府当局は、コミュニティの利益を確保する最適な方法と、必要によってはインセンティブまたは法規制による介入方法について考慮する必要があるだろう。社会的責任を導入するという喫緊のニーズは同様に政府組織にも適用される。政府組織は、その組織内の社会的責任に関連する要求がステークホルダーの期待に合致するように善処する必要が生じることになるだろう。

学術レベルにおいては、大学および専門学校が、彼らの研究プログラムやコンサルタント業務、さらにカリキュラムや組織的で中長期的な計画についての意義を考慮しなければならないという喫緊のニーズが生じるだろう。社会的責任に関連する研究プログラムやコンサルタント業務および社会的責任を導入したカリキュラムに対する高まる要望に応えるために、社会的責任に関する専門知

識を高めなければならないというニーズも生じるだろう。社会的責任を導入したカリキュラムに対しては、将来役に立つ知識や見識、さらに公的資格をますます求める学生からの要望が高まるだろう。組織自身の戦略的計画や組織文化、さらには国際的な交流やコミュニティ内の交流を含む業務慣行に、社会的責任の要求事項を組み込むことを決定し、そのイニシアチブを取るというニーズも生じるだろう。

研究施設においては、社会的責任に関する知識、特に国際的な基準についての知識を高め、社会的責任が組織慣行に導入されていることを実地に示して研究結果に対する信頼性の維持を確実なものにするという喫緊のニーズが生じるだろう。

コミュニティのレベルにおいては、企業、労働者、消費者、非政府組織、コミュニティグループなどあらゆる団体が、自身の組織に社会的責任を導入しなければならないという喫緊のニーズが生じる。さらに、団体が自

V 先見の明がある組織の対処方法

先見の明がある組織にとっての対処方法とは、規格の発行を目前にして社会的責任に対する期待の高まりに備えることである。その方法は、この規格の公表を受け入れ、それを、組織自体、ステークホルダーおよび社会全体の価値を創造する好機として取り組むことで、その結果、かえって組織自体の価値が増加するであろう。

社会的責任を推進していくのは国際規格

分の役割を果たす際に、その構成員が社会的責任についての理解を深め、ステークホルダーとして関与するプロセスにおける役割について周知徹底するという重要な役割があるだろう。また、社会的責任に対しての効果を評価しコミュニティに提唱するという重要な役割もあるだろう。組織とそのステークホルダーとのかかわりを効果的にするためには、ステークホルダーは十分に情報を与えられ、関与プロセスに積極的に取り組む必要があるだろう。

なお、留意すべきことは、明確で、規範的で、かつ第三者認証を実施する技術的な国際規格とは異なり、この社会的責任の規格は、国境を越えてさまざまな社会的で文化的な環境に適応するように作られていることである。世界初のいわゆる「ソフト・スタンダード」として、このガイドラインはどうしても広義のままにとどまり、解釈に左右され続ける。したがって、それぞれの組織の実用的用途に応じて具体化される必要があるだろう。

自体ではなく、組織のオーナーやリーダー層の個人の価値観であるということ念頭におけば、組織全体にわたって社会的責任の展開を指導、推進するためには、あらゆる組織の役員会と最高責任者のリーダーシップが求められることになるだろう。

組織に対しては以下のことが要求されるだろう：

- ・社会的責任に関するさまざまな原則を理解

すること

- ・これらの原則と自分の組織の社会的責任との関連性を認識すること
 - ・組織への社会的責任の導入を期待するステークホルダーを特定し、積極的に連携すること
 - ・組織を通して実践できるようにカスタマイズされた社会的責任の慣行を実行に移し、方針、計画、戦略および業務プロセスを統合すること
 - ・社会的責任に対するコミットメントを伝え、評価や自主的な検証を行って、社会的責任の実施状況を報告すること
 - ・できることから社会的責任の慣行を見直し、改善を行うこと
 - ・規格は生きた文書であり、時間の経過とともに進化することを肝に銘じて、今後の国際規格の改正に後れを取らないこと
- 実際には、先見の明がある組織の対処方法は系統的で綿密なアプローチを採用するこ

とと、以下を実行することである：

- ・社会的責任に対する認識と理解を高めること
- ・社会的責任、特に ISO26000 の進展・発展についていくこと
- ・将来の国際規格に対する準備を始め、事業利益の範囲内で優先して始めること
- ・社会的責任に備えて組織のバリュー・ステートメントと中長期計画を改善すること
- ・グローバル・リポーティング・イニシアチブ（GRI）やその他の報告ツールを熟知すること
- ・ガイダンス文書に従って社会的責任の導入に要する時間と経営資源を見直すこと
- ・国連グローバル・コンパクトについて理解を深め、手始めにメンバーになるか ISO26000 発行と同時に参加するか検討すること

VI 国連グローバル・コンパクト（UNGC）

国連グローバル・コンパクト（UNGC）は、普遍的で中核的な価値観を受け入れているので、組織が社会的責任を実現するための重要で、しかも比較的わかりやすい第一歩となっている。それは、下記を根拠とする人権、労働、環境、腐敗防止に及ぶ 10 の普遍的な指導原則に基づくイニシアチブである（図表 4）：

- ・「世界人権宣言」
- ・「労働における基本的原則及び権利に関す

る国際労働機関（ILO）宣言」

- ・「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」
- ・「国連腐敗防止条約」

UNGC は 2000 年 7 月に公式に発足し、今年 7 月で 10 周年を迎える。そして今、世界最大のコーポレート・シチズンシップ（企業市民）と持続可能性イニシアチブから成り立っている。

現在、UNGC には 130 カ国の 5,200 を超え

る企業を含む6,700以上の組織が参加している。そのうち日本からは、約100社の企業と、ステークホルダーとして7団体（川崎市役所、日本サッカー協会、日本プロゴルフ協会、4つの学術研究機関）が参加している。

他国と同様に日本国内でも、法人企業、学術研究機関、公共部門および非政府部門にわたって UNGC の取り込みを拡大する可能性がある。

グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク（GC-JN）は、日本で設立されたグローバル・コンパクトの参加者の正式なネットワークであり、60カ国を超える外国でも同様な組織が存在する。GC-JN は、新しく参加した組織を支援し、ベスト・プラクティスに

関するさまざまなソリューションを共有し、情報交換を行うための大切なプラットフォームになるだろう。

UNGCに参加するには、組織の最高経営責任者と取締役会が UNGC の 10 原則を受け入れることを表明する誓約書簡に署名して国連の事務総長に提出すること、組織がこれらの原則をどのようにして実施しているのかについて記述したコミュニケーション・オン・プログレス（COP）を毎年提出すること。COP は、既にある年次報告書、サステナビリティ報告書、その他の公文書の中に統合できる。そしてパートナーシップとアドボカシー（支援運動）を通して UNGC の進展に貢献することが必要である。

図表 4 国連グローバル・コンパクトの 10 原則

人権	企業は、
原則1:	国際的に宣言されている人権の保護を支持し、尊重し、
原則2:	自らが人権侵害に加担していないことを確認すべきである。
労働基準	企業は、
原則3:	組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、
原則4:	あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
原則5:	児童就労の実効的な廃止を支持し、
原則6:	雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。
環境	企業は、
原則7:	環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
原則8:	環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
原則9:	環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。
腐敗防止	企業は、
原則10:	強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。

出所：グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワークのウェブサイトより引用

Ⅶ 社会的責任の本格的な展開による恩恵

社会的責任を本格的に展開すると、その組織には業績の拡大と生産性の向上がもたらされる。社会的責任をシステムティックに取り入れていない社会・環境戦略だけに依存している組織が享受するものを遥かに超えるだろう。

国際規格に従って社会的責任を導入している組織は、以下のような高い能力に基づく競争上の優位性を享受することになる：

- ・より明敏になっていく顧客の期待に対して、今まで以上に敏感に関与することで顧客を引き付け、つなぎ留める能力
- ・新鮮かつ多様な視点から意見を取り入れることにより商品を革新、市場を拡大する能力
- ・そのサプライチェーンを通してかなり類似した社会的責任の価値観と供給基準を取り入れた他の組織と取り引きすることにより「望ましいパートナー」の地位を得て、維持する能力
- ・社会的責任に関連する配慮を含むステークホルダーの利害と合致する重要業績評価指標（KPI）に示された改善内容について報告することにより、投資家および他の資金源から資金を調達する能力
- ・意志決定のプロセスにおいて従業員の意見と個々の立場を尊重することにより従業員を採用し、継続雇用する能力、そして、彼らのやる気、情熱と生産性を維持する能力
- ・社会的責任に取り組む組織としての信頼性により、政府、他の関係当局、外部組織とより効果的に折衝する能力
- ・内部や外部のステークホルダーと情報交換を行うことで、リスクを制御し、より効果的に遂行する能力
- ・より広い範囲で重要な業績評価に関する報告を行うことにより、コミュニティ内部で社会的な信頼感を育て、国際的な評判を築く能力

社会的責任を本格的に展開すると、業績拡大や競争力強化により、組織自体に生み出される付加価値とは別に、ステークホルダーやコミュニティに対して次のような付加価値が生じることになるだろう。

ステークホルダーは、自身の利害や要求事項について組織と一層の調和を享受するだろう。つまり、組織との葛藤が少なくなるだろう。そして、オープンで公正、しかも安心ができ、個々人のニーズを大切にする社会で活動することができるようになるだろう。

ステークホルダーが率先的に関与することで、社会的責任が導入された組織内での慣行は、スタッフや顧客、そしてコミュニティの福祉、健康および創造力に広範な恩恵をもたらすことになるであろう。個人レベルでは、ステークホルダーは自分たちのニーズが尊重されていると感ずることができるだろう。ステークホルダーは意見を求められ、ステークホルダー個人の安らぎに対する影響が十

分かつ公正に配慮されるだろう。ステークホルダーに対する配慮に反しても社会的または組織的に広範な考慮から決定しなければならない場合であっても、大事にされているという感覚、権限を委譲されているという安心感などによって、最終的な意思決定を受け入れることができるだろう。

社会の人々の福利、健康、および創造性の増進という観点からみると、社会的責任を導入した組織の慣行は、全体としてコミュニティに利益をもたらすだろう。

金銭上のストレス、不安、鬱病、はては自殺までもが増大していることを考えると、この国際規格の出現は、職場、近隣地域、学校や教育機関、地元のコミュニティ組織において、地元、地域、そして国家の公的なプログラムなどがこれらの社会問題に対処するうえで役立つだろう。社会福祉事業や公的なプログラムは、現代社会のストレスで苦しんでいる人々を支援することで有益な役割を果たしながら、これらの症状を緩和する役割を果たしている。組織に社会的責任を導入し、

人と人とお互いに尊重しあえる関係を組み込めば、今日のグローバルな社会で見られるさまざまなストレスのいくつかは原因に遡って解決することができる。

「予防は治療に優る」という英語の諺がある。社会的責任が浸透し、ストレスに関連する課題がより少ない社会は、これまでよりも強固になり、健康関連費用の削減、生産的な用途に向けた資源配分、労働生産性の向上、経済成長機会の拡大などを享受するだろう。

過去には、組織の利害と社会の利害との間の適正なバランスについての懸念の声があった。すなわち、組織の本業以外の社会的目標を実現させる活動にどの程度まで組織がかかわるべきかということだ。どんなに社会のために価値のあるものであれ、組織が利他主義的な活動をしようとする、その組織のステークホルダーとの利害が対立する可能性がある。しかし、社会的責任が組織内で展開されると慣行が見直され、これら2つの利害の間に存在する不一致は消滅することになる。

VIII 日本の明確なビジョンを持った組織には好機

日本において、組織環境が社会的責任を効果的かつ迅速に展開できる条件が整っていると考える理由は以下の通りである：

- ・何世紀にも及ぶ人間本位のサービスの心についての伝統文化があること
- ・自然、そして自然につながる事象との間に文化的な深い結びつきがあること
- ・広い見識を持った市民の高い期待感がある

こと

- ・ベスト・プラクティスの世界標準の実現に懸命に努力する組織的な結束力があること
- ・品質基準を守り維持することに世界的に高い評価を受けていること
- ・国によって異なる社会的で文化的な環境に適応するために、これまでの広範囲に及ぶ

国際的な活動を通じて先進的な専門知識を持ち合わせていること

日本の社会や組織文化の中には既に、社会的責任への配慮を組み込むのに必要な基本的要素の多くが存在している。多くの組織にとっては、そのことが読者の所属する組織内での規範を見直して、国際規格の要件に添った形式で既存の組織慣行について報告するだけでよいのではないか。

考慮すべき重要な事柄は、所属する組織に既に行動規範があって、それに従って行動していることを示すことであり、社会的責任に適合した行動規範を共有する他のグローバルな組織とかかわることであり、重要業績評価指標 (KPI) を追跡し、評価監査を実施し、また財政的な収益性、社会的利益、生態学的な持続可能性に対してどれだけ貢献したかについて報告することである。それによってグローバルな基準を設定する好機をとらえることができる。

社会的責任のグローバルな展開に本格的に参加することの恩恵については、前章で概説した。日本において明確なビジョンを持った組織が推進する方法は、社会的責任に関する国際規格に基づいて、迅速かつ真剣に要求事項を採用し、戦略的に自らを指導的役割に位置付け、世界中の組織を通して社会的責任の必然的な展開を指導、推進することではないだろうか。より広範囲にグローバルな世界と交流し、国際規格について卓越性をモデリングする実績がある現代の組織は、今すぐ行動を起こし、予想される社会的責任のグローバルな展開に先んじてリーダーシップを採

ることにより得られる恩恵に浴することができる特別な好位置につけるだろう。

1990年代の資産バブルの崩壊や1997年のアジア金融危機、さらに最近の世界的な金融危機などを経験した日本にとって、社会的責任に関する国際規格の発行は、個々の組織を通して日本社会の仕組みに新たな自信を生み出す見通しをもたらすかもしれない。日本における明確なビジョンを持った組織の主導による社会的責任の本格的展開は、日本の社会的目標や価値観を一新し、それによってグローバルな開発に柔軟に対応できるよう日本を再活性化させる特別な機会を提供するのではないだろうか。

日本がグローバルな社会面および環境面において指導的役割を果たすことで、グローバル経済で高順位を達成することも可能となるであろう。

世界経済で第2位に格付けされている日本は、間もなく中国によって追いつかれることになるだろう。しかしながら、中国はまだ、品質規格や間近に迫っている社会的責任に関する国際規格に対応するための多くの課題を抱えていると思われる。近々社会的責任に関する国際規格が発行されれば、日本がグローバルな展開において強いリーダーシップを発揮し、社会的責任に関する検討課題も考慮した国々の世界ランキング (グローバルな格付け基準) を提唱する絶好の機会が訪れるだろう。

この基準提唱は、社会的責任の目標に向かうグローバルなコミュニティの発展に役立つだけでなく、より広範な「GDP と社会的責

任」の見地から日本の強みを際立たせることを可能にするだろう。それどころか日本が世

結論

本論は、社会的責任に関する国際規格の発行が差し迫っていることを知らせ、先見の明がある組織が、規格の発行を目前にして高まる社会的責任に対する期待に備えるための対処方法を提示しようとしたものである。そして、世界中の組織を通して社会的責任の必然的な展開に対し、日本における明確なビジョンを持った組織が指導、推進しリーダーシップを発揮するよう働きかけてきた。この国際規格の発行を積極的に受け入れることによって、組織自体や組織のステークホルダー、そして社会の価値を創造する好機となるだろう。

結びに当たり、私たち一人ひとりが顧客であり、投資家、労働者、コミュニティメンバーであり、そして地球市民でもあるということ

界ランキング第2位を維持することも十分可能かもしれない。

を忘れないでほしい。

組織が日々の責任をいかに考え、私たちの私生活になんらかの影響を与える決定をどのように行うかは、私たち一人ひとりのそれぞれの役割に対しての知識の深さ、期待、製品やサービスに対する期待、要求の強さ、そして選択にかかっている。

したがって、私たち一人ひとりがどのように社会的責任に対して取り組むか、ステークホルダーとしての役割をどのように果たすか、そして私たち自身の期待をどのように伝えるかが、生み出される付加価値、社会に還元される恩恵、究極的には私たちの生活の質がどれだけ向上するかに大きな影響を与えることになると思われる。

(翻訳 奥野 堯昭)